

特区において講じられた規制の特例措置のあり方に関する評価意見

平成16年度 下半期分

参 考 資 料

構造改革特別区域推進本部

評 価 委 員 会

事 務 局

目 次

評価委員会名簿	1
評価委員会の開催状況	2
規制の特例措置のあり方に関する評価意見の概要	3
規制の特例措置の全国展開により期待される効果の例	4
評価委員会専門部会の開催状況	19
評価委員会専門部会 名簿	20

評価委員会委員名簿

氏名	職業等
市川 眞一	クレディスイスファーストポストン証券会社 東京支店証券本部ディレクター兼ストラテジ スト
樫谷 隆夫	日本公認会計士協会理事
北川 正恭	早稲田大学大学院教授
白石 真澄	東洋大学経済学部助教授
野中ともよ	ジャーナリスト
船橋 力	(株)ウィル・シード代表取締役社長
八代 尚宏	(社)日本経済研究センター理事長
山田 孝夫	前北海道東川町長
横山 道代	愛知みずほ大学院大学教授

委員長

評価委員会の開催状況

- 第 1 回 平成 1 5 年 9 月 3 日
特区の評価について
- 第 2 回 平成 1 5 年 1 0 月 6 日
特区の評価及び専門部会について
- 第 3 回 平成 1 5 年 1 2 月 1 8 日
各部会での検討状況について
構造改革特区の評価方針について
- 第 4 回 平成 1 6 年 3 月 1 8 日
各部会における調査計画案の検討状況について
構造改革特区の評価の進め方について
- 上半期
- 第 5 回 平成 1 6 年 7 月 1 日
各部会からの報告（調査結果の検討状況等）
規制の特例措置の評価の進め方
- 第 6 回 平成 1 6 年 8 月 4 日
意見素案の検討
- 第 7 回 平成 1 6 年 8 月 1 0 日
意見素案の検討
- 第 8 回 平成 1 6 年 8 月 3 1 日
意見のとりまとめ

なお、評価委員会は評価意見の素案作成のため、上記委員会の開催に加え、各省からの意見聴取（平成 1 6 年 7 月 1 3 日から 1 5 日）、各省からの再意見聴取（平成 1 6 年 7 月 2 7 日）を実施

下半期

- 第 9 回 平成 1 6 年 1 2 月 1 7 日
各部会からの報告（調査結果の検討状況等）
- 第 10 回 平成 1 7 年 1 月 1 9 日
意見素案の検討
- 第 11 回 平成 1 7 年 1 月 2 6 日
意見のとりまとめ

なお、評価委員会は評価意見の素案作成のため、上記委員会の開催に加え、各省からの意見聴取（平成 1 7 年 1 月 1 2 日及び 1 3 日）を実施

特区の全国展開について (評価委員会意見の概要)

基本理念

特区において実施されている規制の特例措置について、
実施から約1年後に「特段の問題の生じていない」と判断されたもの



平成16年度上半期: 38特例措置が評価対象

(1) 全国展開(26特例措置)

不登校児童のための弾力的な授業を行う学校設置・ITの活用
石油コンビナートのレイアウト規制の緩和、土地開発公社の造成地の賃貸

(2) 平成16年度下半期以降に評価(12特例措置)

平成16年度下半期: 33特例措置が評価対象

10 - 11月 規制所管省庁の長の調査

評価委員会独自の調査

12月17日 評価委員会(調査結果の検討など)

1月12・13日 評価委員会(各省ヒアリング(公開))

「特区をやって
よかった!」と
いう地域の声
を把握



評価意見の方向性

(1) 全国展開(20特例措置)

例. 農地リース方式による株式会社の農業参入、幼保合同活動、ロボット

(2) 特区での事例が少ないもの、事業を実施してから間もないもの等

平成17年度以降に評価(13特例措置)

例. 研究開発学校(カリキュラム弾力化)、株式会社立学校、濁酒(どぶろく)

今後の予定

1月26日 意見とりまとめ。

構造改革特区推進本部長(総理)に評価意見提出。

2月上旬目途 評価委員会の意見を踏まえ、本部において全国展開の是非を決定。

規制の特例措置の全国展開により
期待される効果の例
～ 評価委員会調査をもとに～

本資料は、平成16年10月～11月に実施した評価委員会調査の結果に基づき作成したものである。

ロボット公道実験円滑化事業（103）

<これまで>

公道においての歩行型・移動型ロボットの実証実験が、道路使用許可の対象となるのかどうかについて、不明確であった。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- ・技術革新による歩行型・移動型ロボットの開発
- ・産学官連携によるロボット研究開発プロジェクトの推進

<特例事業の内容>

歩行型・移動型ロボットの実証実験が道路使用許可の対象行為であることを明確化する。

<特区地域の実際>

調査時現在の認定主体数：3（神奈川県・川崎市、岐阜県、福岡県他2市）

特区地域の声

産業集積を図るため関連企業等へ情報発信ができた。また、住民に対してのPR効果も大きい。（神奈川県・川崎市）

ロボット研究開発の気運が高まった。また、ロボットへの取り組みがPRされた。（岐阜県）

住民のロボットに対する関心、理解が高まった。（福岡県・北九州市・福岡市）

実際の効果

周辺の地域住民が現在研究開発中の最先端のレスキューロボットについて触れる機会ができた。（神奈川県・川崎市）

ロボットへの取り組みがPRされ、住民理解に役立った。（岐阜県）

住民の関心・理解が深まった。（福岡県・北九州市・福岡市）

全国展開

内容：特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ、全国展開を行うこと。

時期：平成17年度中に措置

今後の期待効果（全国展開後）

今後ますます必要となる、ロボット実用化に向けた実証実験の機会確保。
産学官連携によるロボット研究開発の促進、ロボット研究開発への住民理解の進展。
様々な分野にロボットの導入が進み、市場が拡大される。

国内衛星の地上での無線通信免許手続き簡素化事業（410）

<これまで>

ロケット打上げ射場における国内衛星の打上げ前の機能確認に係る無線局免許申請などが必要であり、地上実験設備（無線局）については長期使用が認められていなかった。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- ・ロケット打ち上げ実験の重要性が拡大
- ・無線局免許申請手続きの簡素化

<特例事業の内容>

ロケット打上げ射場における国内衛星の打上げ前の機能確認に係る無線局免許申請について、人工衛星の無線局免許申請を省略するとともに、地上実験設備（無線局）についてはロケット打上げ計画に沿った長期使用を可能とする。

<特区地域の実際>

調査時現在の認定主体数：1（鹿児島県）

特区地域の声

進捗状況は若干遅れており、まだ免許申請はしていない。（鹿児島県）
衛星打上げサービス市場における、我が国の国際競争力強化の足掛かりとなった。（鹿児島県）

実際の効果

特定事業が実施されれば、初回の免許申請のみの必要費用800万円で全10機分の運用が可能となる。（鹿児島県）
経費節減効果は、5年間で、8,000万円 - 800万円 = 7,200万円となる。（鹿児島県）

全国展開

内容：特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。

時期：平成17年度中に措置

今後の期待効果（全国展開後）

衛星の受注件数拡大。
国際市場における我が国の競争力強化。

外国人情報処理技術者受け入れ促進事業（507）

<これまで>

外国人情報処理技術者は、3年ごとに在留期間を更新しなくてはならなかった。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- ・情報処理技術産業の成長と、情報処理技術者への需要増大(人材不足)
- ・情報処理技術関連産業の誘致に対する地域の期待の高まり
- ・情報処理技術分野での国際的な産学連携
- ・優秀な情報処理技術者、企業の誘致をめぐる競争の激化(国内・外)

<特例事業の内容>

特区内においては、外国人情報処理技術者の在留期間を5年に延長した。

<特区地域の実際>

調査時現在の認定主体数：7（神戸市、福岡県・飯塚市、長野県・長野市など）

特区地域の声

在留期間の大幅な延長によって、外国人情報処理技術者も安心して研究開発に専念できるようになった(神戸市)
在留期間の更新の回数が少なくなり、その分、手間が省ける(福岡県・飯塚市)

実際の効果

高度な情報処理技術者の確保が容易になった(神戸市)
市内のIT関連ベンチャー企業が、今後の企業展開の上で外国人の雇用を検討するようになった(福岡県・飯塚市)

<在留期間延長の実績（業務内容・件数）>

ソフトウェア開発及び情報システム等の情報処理技術に携わる外国人情報処理技術者17件の延長実績があった。(神戸市)
IP電話関連技術の研究を行い、この技術を実用化し革新的なIPテレビ電話システムを開発する業務に従事する外国人情報処理技術者5件の延長実績があった。(福岡県・飯塚市)

<企業進出>

32社の情報関連企業が特区に進出(神戸市)

全国展開

内容：本特例措置により実現している内容を確保するとともに、弊害の予防措置を講じた上で、全国展開を図るものとする。なお、弊害の予防措置を付加する場合には、必要最小限度のものとする。

時期：平成17年度中に措置

今後の期待効果(全国展開後)

優秀な情報処理技術者を要する企業における人材確保の容易化
情報処理技術者を要する産業・企業の活性化
優秀な外国人情報処理技術者の日本への流入増加
情報処理技術産業等の対日直接投資の促進

夜間大学院留学生受け入れ事業（508）

<これまで>

夜間大学院留学生は「留学」の在留資格が認められず、他の在留資格を持つ学生しか受入れられなかった。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- ・留学生の受け入れニーズ・送り出しニーズの増加
- ・夜間大学院へのニーズの高まり(共に学ぶ日本人社会人学生の増加)

<特例事業の内容>

特区内の夜間大学院の学生について「留学」の在留資格を付与するとともに、週28時間以内の包括的な資格外活動(アルバイト等)を認めた。

<特区地域の実際>

調査時現在の認定主体数：3（大阪市、福岡県・福岡市、札幌市・小樽市など）

特区地域の声

夜間大学院に留学生を呼べるようになった。優秀な留学生が特区に来るようになり、アジアの人材交流拠点の形成の一助となっている。（福岡県・福岡市）

奨学金を受けることができる。医療保険が安く済む。（福岡県・福岡市 / 学生）

実際の効果

夜間の学業と昼間の就労の両立により、安定した生活のうえでの学業の専念が可能となった。（福岡県・福岡市 / 学生）

<留学生受け入れ実績（人数・資格外活動の内容）>

10名が「留学」の在留資格を取得。アジア地域の多様な知識・経験をもつ国内外の社会人学生が入学し、各自の実務経験を元にした検討や討議が可能となり、より幅広い交流を展開できるようになった。（大阪市）

1名が資格変更、4名が新規で「留学」の在留資格を取得。また、特定活動として家庭教師や英会話学校教師、中華料理店のアルバイトを行なっている。（福岡県・福岡市）

全国展開

内容：本特例措置により実現している内容を確保するとともに、弊害の予防措置を講じた上で全国展開を図るものとする。なお、弊害の予防措置を付加する場合には、必要最小限度のものとする。

時期：平成17年度中に措置

今後の期待効果（全国展開後）

留学生受け入れのいっそうの促進

MBAコースなどにおける日本人社会人学生と留学生の交流活発化

夜間大学院の留学生の生活の安定化への寄与

短期滞在査証の発給手続の簡素化事業（601）

<これまで>

韓国からの団体観光客や修学旅行生等は、日本の短期滞在査証を取得するのに、多数の申請書類を提出しなくてはならなかった（職業関係書類または住民登録証明書など）。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- ・日韓交流のいっそうの拡大
- ・観光を通じた地域経済活性化
- ・「観光立国」「ビジット・ジャパン・キャンペーン」

<特例事業の内容>

特区内の島嶼を訪れる韓国からの団体観光客や修学旅行生等については、短期滞在査証の発給に際して提出書類を削減した（職業関係書類または住民登録証明書は不要）。

<特区地域の実際>

調査時現在の認定主体数：2（香川県、長崎県）

特区地域の声

他の観光誘致策と併せて実施した結果、韓国人旅行客が大幅に増加した。（香川県）

受け入れに非常に積極的だということを、観光客をはじめとする一般の方々および韓国の旅行社などにアピールできた。（長崎県）

観光産業は多くの産業が関連する総合産業であり、地元観光施設や商店街を潤すだけでなく、県の経済・雇用に大きな波及効果をもたらすことが期待される。（香川県）

実際の効果

<観光客または修学旅行生の受け入れ実績>

栗林公園を訪れる韓国人団体観光客数が増加（香川県）
（平成12～14年の年平均748人 平成16年9月末1,453人）

対馬への韓国人入国者数が増加（長崎県）
（平成16年1～9月で14,616人、前年比118%）

全国展開

内容：特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。

時期：平成17年度中に措置

今後の期待効果（全国展開後）

韓国からの団体旅行客の受け入れのいっそうの拡大
日韓交流のいっそうの拡大
「観光立国」「ビジット・ジャパン・キャンペーン」への寄与
観光を通じた地域活性化、我が国経済の活性化
注）修学旅行生に対しては平成16年3月より短期滞在査証免除を実施

数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業（602）

<これまで>

数次査証の発給は、在外公館から個別に本国照会（外務省への経伺）をする必要があったため、審査に時間がかかった。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- ・近隣諸国との経済協力関係の進展・「人」「もの」の移動の活発化
- ・国際物流拠点間の競争の激化
- ・経済のスピード化等による査証発給手続きの迅速化、簡素化への要望
- ・サハリン大陸棚石油・天然ガス開発関連事業の推進

<特例事業の内容>

公共性の強いプロジェクトに関連し、特区内と本国を繰り返し往来する必要があるロシア人については、地方公共団体の長等が身元を保証する場合、数次短期査証申請に本国照会を要しないこととした。また、この場合にFAXによる査証申請を認めた。

<特区地域の実際>

特区地域の声

調査時現在の認定主体数：1（稚内市）

実際の効果

査証発給の簡素化は「人」の往来を容易にすることから、国際交流の進展に大きな効果をもたらすものと考えている。
ロシア側のサハリンプロジェクト関係者の往来が容易になることで、稚内港を拠点とする物流が促進されることが期待できる。
稚内港のサハリンプロジェクト支援基地化は、地域経済の活性化に大きく繋がると期待。

稚内港のセールスポイントの一つとして利用しているが、関係者からの反応もよい

全国展開

内容：特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
時期：平成17年度中に措置

今後の期待効果（全国展開後）

国際的な「人」「もの」の流れの加速化・活発化
公共性の高いプロジェクトにおける国際化の進展
国際的物流拠点をめざす港湾等の利便性向上
地域活性化 関連産業・企業の活性化

距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業（706）

<これまで>

保税蔵置場の距離基準については、管轄の税関官署から概ね25キロメートル以内の場所でなければ設置してはならない。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- ・国内道路アクセスの利便性向上
- ・IT化による各種申請などの業務簡素化
- ・SCMの進展、国際分業体制の構築

<特例事業の内容>

保税蔵置場の距離基準については、管轄の税関官署から概ね25キロメートル以内の場所にあることが要件とされているが、その距離を概ね100キロメートル以内に延長する。

<特区地域の実際>

調査時現在の認定主体数：2（山形県、茨城県・栃木県・群馬県）

特区地域の声

地域企業の国際物流の面の円滑化が図られた。（山形県）
企業からの問い合わせが増えている。今後の企業集積が進む可能性がある。（茨城県・栃木県・群馬県）

実際の効果

海外ベンダーからの生産部材のジャストインタイム調達が実現できた。余分な在庫を持つことが不要となった。生産変動に対応した部材の即納体制の強化につながった。（山形県）
生産必要数量の多頻度納入が可能となり、それに伴う輸送費負担が軽減された。（山形県）
・組立工場敷地内でいつでも貨物が引き出すことができるようになったことで、支払いタームが長くなり、資金繰りが楽になるなど、間接的な効果も発生している。（茨城県・栃木県・群馬県）

全国展開

内容：特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
時期：平成17年度中に措置

今後の期待効果(全国展開後)

国際的なサプライチェーンマネジメントの構築。
多頻度少量納入による在庫リスクの減少、国際物流コストの低減。
国際貿易に係る荷主企業、物流事業者の企業集積の進展。

幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（807）
保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（914）

<これまで>

幼稚園及び保育所について、保育上支障のない限り、その施設や設備については相互に共用することは可能であったが、幼稚園児と保育所児の合同の幼児教育・保育活動は認められていなかった。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- ・少子化により、適正規模の集団保育の実施が困難であったり、他の幼児と一緒に活動する機会の減少等による幼児の社会性の涵養が困難な地域の出現
- ・幼保の合同活動事業に対するニーズの高まり

<特例事業の内容>

幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（807）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（914）を可能とした。

<特区地域の実際>

特区地域の声

調査時現在の認定主体数（807と914双方の認定主体も多い）
807事業：23（東川町、金砂郷町、六合村、箱根町、掛川市など）
914事業：21（千畑町、いなべ市、加西市、菊水町など）

適正規模の集団保育・集団教育ができる。（加西市、いなべ市）
就学前幼児が同一の施設で同じ幼児教育・集団生活ができて、小学校へスムーズに移行できる。（東川町、菊水町など）
年度途中で保護者の就職等といった環境の変化があっても、子どもの環境の変更がなく、安定した保育環境を保つことができる。（金砂郷町）

実際の効果

より多くの友達と日常で交流ができるようになった。（千畑町など）
子どもたちの活動の幅が広がり、様々な経験ができる。（田尻町など）
保護者の就学前教育に対するニーズが満たされ、その結果、就労する母親が増えてきている。（箱根町、加古川市など）
職員を効率よく配置できた。（千畑町など）
設備・備品の共通利用等により経費節減が図れる。（福岡町など）

全国展開

内容：特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。

時期：平成17年度中に措置

今後の期待効果（全国展開後）

少子化の進んだ地域でも適正規模の教育・保育が可能となり、子どもの心身の健全な育成、社会性の涵養を図ることができる。
親の就労状況に関係なく、就学前教育に対する保護者のニーズに応えることができる。
少子化の進んだ地域でも安定した幼稚園・保育所経営ができる。

市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化事業（808）
市町村採用教員に係る免許状授与手続の簡素化事業（809）

<これまで>

市町村立の小中学校等の教職員の給与等は、都道府県の負担となっており、市町村が独自に負担する教職員は認められていなかった。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- 地域の特色ある教育を目指す動きが活発化している。
- 特区制度により、市町村が負担する小中学校等の教職員が認められた。
- 併せて、市町村費負担による教職員に教員免許状を付与する手続きについても柔軟な対応が求められた。

<特例事業の内容>

市町村教育委員会が、教職員免許を有しない者を、市町村費負担教職員として任用する場合の、特別免許状付与のために都道府県教育委員会が行う学識経験者の意見聴取について、聴取内容や必要書類及び手続きについてあらかじめ協議して定めたり(808)、あるいは、当該市町村が行う採用選考と免許状授与のために当該市町村を包括する都道府県教育委員会が行う教育職員検定に関する必要な書類・手続き等において、あらかじめ市町村と都道府県が協議・連携し、統一化・簡素化しておくことにより(809)、免許状授与手続きの迅速化・簡素化を図ることとする。

<特区地域の実際>

特区地域の声

調査時現在の認定主体数：1（808，809いずれも太田市）

外国人教員として採用する場合、通常であれば特別免許状制度があり、その場合、特別なスキル等を備えている人以外は該当にならないが、特例事業を活用することにより、母国での教員免許状、及び教職員養成課程の修了等を採用基準として、事前審査等を実施できた。また、審査会等の実施も弾力的に行えた。（太田市）

全国展開

内容：地域を限定することなく全国において、市町村費負担教職員にかかる市町村採用教員における特別免許状・免許状授与手続きが迅速化される。
時期：平成18年度中に措置

今後の期待効果（全国展開後）

市町村負担教職員任用制度がより迅速・柔軟に活用でき、地域の特色ある教育、地域の実情に沿った教育への取り組みが活発化・円滑化する。

保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（916）

<これまで>

市町村長は、保育の実施の権限の全部又は一部を福祉事務所の長に委任することは認められていたものの、幼稚園事務を担う教育委員会に委任することは認められていなかった。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- ・少子化などにより、幼保の合同活動事業を望む地方公共団体が増加
- ・幼保の合同活動事業を円滑に行えるよう、事務手続きの窓口一本化に対するニーズが高まる

<特例事業の内容>

市町村の権限に属する保育の実施に係る事務を、当該市町村に置かれる教育委員会に委任することを可能とした。

<特区地域の実際>

調査時現在の認定主体数：11（掛川市、稚内市、東川町、千畑町など）

特区地域の声

窓口が一本化したことで、住民にとって利便性の向上が図られている。（田尻町など）

事務職員を効率よく配置でき、事務経費が抑えられる。（千畑町、福岡町）

教育委員会において、乳幼児期から青少年期までの子どもに関する施策の総合的な検討・討議ができるようになった。（駒ヶ根市、六合村）

実際の効果

保育所、幼稚園の各施設間の入退園手続きが1か所のできることで、保護者の負担が軽減された。（千畑町など）

行政事務の簡素化が図られた。（六合村など）

事務経費が抑制できた。（千畑町、いなべ市）

学校との連携がとられるようになった。（稚内市）

全国展開

内容：特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。

時期：平成17年度中に措置

今後の期待効果（全国展開後）

幼稚園と保育所の合同活動事業を実施する際に、事務手続きの窓口一本化を図ることによって、保護者の負担の軽減や行政の効率化等が期待できる。

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業(1001)

<これまで>

一般の株式会社など、農業生産法人以外の法人は、農地や採草放牧地についての権利を取得することができなかった。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- ・遊休農地、耕作放棄地の増大
- ・農業の後継者、担い手不足

<特例事業の内容>

農業生産法人以外の法人が、地方公共団体又は農地保有合理化法人から農地等を賃借できるようになった。

<特区地域の実際>

調査時現在の認定主体数:50 (北海道瀬棚町、新潟県東頸城地区等)

特区地域の声

遊休農地の解消につながっている(青森県、小田原市等)
異業種からの参入により、地域に活気がでてきた。(遠野市、喜多方市、相模原市等)
新たな雇用の創出につながっている。(石川県、兵庫県淡路町等)
有機酪農・有機農業が推進された。(北海道瀬棚町、兵庫県淡路町等)

実際の効果

農地の遊休化の防止により、周辺農地への悪影響を防止することができた。(北海道瀬棚町、新潟県東頸城地区等)
地域の雇用確保につながった。(山梨県小淵沢町、兵庫県淡路町等)
地域の交流や農家同士の横の連携につながった。(千葉県大網白里町、相模原市、長崎市等)
参入業者と協力して新品種の開発ができた。(長野県梓川村)

全国展開

内容：弊害の発生を予防する措置を含め現行と同様の制度とし、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行うこと。

時期：平成16年度中に措置

今後の期待効果(全国展開後)

耕作放棄地の解消や発生の防止。
企業的経営による農業経営の効率化。
新たな加工品の開発

農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業（1005）

<これまで>

農業生産法人は、農業関連事業として都市住民向けの農業体験施設の運営や、農業体験のための民宿経営はできなかった。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- ・都市部の市民による農村滞在型余暇活動ニーズの高まり
- ・農業経営安定化の必要性の高まり

<特例事業の内容>

農業生産法人は、農業関連事業として、特区内において農村滞在余暇活動用の施設の設置、運営、並びに農業体験のための民宿経営を行うことができるようになった。

<特区地域の実際>

調査時現在の認定主体数：2（長野県立科町、香川県）

特区地域の声

グリーンツーリズムによる地域活性化の有効な一手段になっている。（香川県）
農業生産法人の経営の安定化・向上に対する自覚が芽生えている。（香川県）
特区外の市町村、農業者に対して、都市農村交流や農業経営多角化についての理解促進が図られている。（香川県）
特区認定により、利用者が施設利用に対する安心感を持っている。（香川県）
事業予定の農業生産法人に活気が出てきた。（立科町）

実施の効果

都市住民の農業に対する理解が深まった。（香川県）
入込客数増加し、新たな雇用促進の創出に結びついている。（香川県）
農業経営部門の拡大により、経営の安定・向上に対する自覚が芽生えた。（香川県）

全国展開

内容：特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行うこと。
時期：平成17年度中に措置

今後の期待効果（全国展開後）

農業生産核とした加工、流通、都市農村交流など、グリーンツーリズム関連事業を推進。町の観光関連施設との相乗効果を増大。

農地または採草放牧地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（1006）

<これまで>

農地権利取得後の下限面積要件（最低経営規模面積要件）は、50アール（北海道2ヘクタール）以上であった。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- ・遊休農地の増大
- ・都市部住民を中心に、新規就農希望者の増加

<特例事業の内容>

農地の権利取得後の農地の合計下限面積要件を、10アール以上で地域の実情に応じて設定できるようになった。

<特区地域の実際>

特区地域の声

調査時現在の認定主体数:31（青森県、和歌山県、北海道赤井川村など）

遊休農地の解消につながる（会津若松市、長崎市等）
新規就農者や後継者が誕生している。（綾部市、丹波市、長崎市等）
農地の取得、流動化、有効利用についての選択肢が増えた（北海道赤井川村）

実際の効果

耕作放棄地の有効利用や耕作放棄の防止ができた。（青森県、岩手県雫石町、長崎市等）
新規就農者が誕生した。（青森県、会津若松市、神戸市等）
都市住民等の参入により地域が活性化しつつある。（千歳市、富山県八尾町等）
既存農家の生産意欲の向上につながった。（岩手県雫石町、大分県安心院町）

全国展開

内容：現行と同様の制度とし、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行うこと。
時期：平成17年度中に措置

今後の期待効果（全国展開後）

遊休農地の有効利用。
新規就農者、後継者の確保。
畜産農家等の複合経営の取組み。

留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業（1212）

<これまで>

公営住宅の目的外使用については、災害時の一時使用等を除いて個別の承認を要し、不足している留学生向け宿舎としては活用しにくかった。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- ・留学生の受け入れニーズ・送り出しニーズの増加
- ・留学生の経済的安定の重要性

<特例事業の内容>

留学生向け宿舎の確保が必要である等の場合には、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害しないこと等が認められれば、事後報告をもって承認があったものとして取り扱うこととした。

<特区地域の実際>

特区地域の声

調査時現在の認定主体数：1（大分県・別府市）

市営住宅という市民生活に密着したコミュニティスペースに留学生が入居することで、双方にとって異文化交流促進、相互理解促進に繋がっている。（大分県・別府市）

経済的に不安を抱える留学生に安価で良質な住宅の提供をすることができた。（大分県・別府市、大学）

経済的不安の解消により、留学生の学業専念につながった。また、入居できる住宅の幅が広がり、公営住宅への関心が高まった（大分県・別府市、大学）

実際の効果

<留学生の公営住宅使用実績>

比較的入居率の低い住宅への2大学・20戸・30人の入居を実現。（大分県・別府市）

全国展開

内容：全国展開に際し、事業全体が特区計画に代わる計画を地方整備局に提出することを要件とする場合には、計画に盛り込むべき内容や手続きについて必要最小限のものとする。

時期：平成17年度中に措置

今後の期待効果(全国展開後)

留学生の経済安定化への寄与（生活拠点の確保）
留学生向け住宅不足の改善
地域コミュニティへの留学生受け入れ・交流拡大

評価委員会専門部会の開催状況

平成15年11月

専門部会で取り扱う規制の特例措置について

平成15年12月

特区における規制の特例措置の全国展開に向けた評価の論点

平成15年1月

全国展開に向けて想定される弊害について（関係省庁との意見交換）

平成16年2月～3月

調査計画案について

平成16年6月

規制の特例措置の全国展開に関する評価など

平成16年11月～12月

規制の特例措置の全国展開に関する評価など

なお、評価委員会専門部会では、全国展開に関する効果等を把握するため、地方公共団体を通じた調査に加えて、現地の事業者、消費者・需要家との意見交換等を実施。

評価委員会専門部会 名簿（平成17年1月26日現在）

医療・福祉・労働部会

【評価委員】

氏 名	職 業 等
八代 尚宏	(社)日本経済研究センター理事長
山田 孝夫	前東川町長(北海道上川郡)
横山 道代	愛知みずほ大学大学院教授

【専門委員】

氏 名	職 業 等
池田 省三	龍谷大学社会学部教授
玄田 有史	東京大学社会科学研究所助教授
小嶋 典明	大阪大学大学院法学研究科教授
小宮 英美	NHK解説委員
中村 紀子	(株)ポピンズコーポレーション代表取締役
増田 秀暁	スワン・カフェ&ベーカリー取締役店長

教育部会

【評価委員】

氏 名	職 業 等
野中 ともよ	ジャーナリスト
白石 真澄	東洋大学経済学部助教授
船橋 力	(株)ウィル・シード代表取締役社長

【専門委員】

氏 名	職 業 等
金子 郁容	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
金子 元久	東京大学大学院教育学研究科教授
葉養 正明	東京学芸大学教育学部教授

農村活性部会

【評価委員】

氏名	職業等
山田 孝夫	前東川町長（北海道上川郡）
八代 尚宏	（社）日本経済研究センター理事長

【専門委員】

氏名	職業等
黒川 和美	法政大学経済学部教授
神門 善久	明治学院大学経済学部助教授
坂本 多旦	みどりの風協同組合理事長
生源寺 眞一	東京大学大学院農学生命科学研究科教授

国際交流部会

【評価委員】

氏 名	職 業 等
船橋 力	(株)ウィル・シード代表取締役社長
野中 ともよ	ジャーナリスト

【専門委員】

氏 名	職 業 等
杉浦 康之	三菱商事(株)国際戦略研究所所長
土井 照夫	(株)ジェイティービー国際旅行事業部営業 開発部長
廻 洋子	淑徳大学国際コミュニケーション学部講師
リチャード・ダイク	TCSジャパン(株)代表取締役

産業振興部会

【評価委員】

氏 名	職 業 等
市川 眞一	クレディ・スイス・ファースト・ボストン証券 東京支店証券本部株式調査部ディレクター兼 ストラテジスト

【専門委員】

氏 名	職 業 等
相田 仁	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
國領 二郎	慶応大学環境情報学部教授
中西 幹育	鈴木総業(株)顧問

エネルギー・安全部会

【評価委員】

氏名	職業等
北川 正恭	早稲田大学大学院教授
市川 眞一	クレディ・スイス・ファースト・ボストン証券 東京支店証券本部株式調査部ディレクター兼 ストラテジスト

【専門委員】

氏名	職業等
上原 陽一	横浜安全工学研究所代表
筒見 憲三	ファーストエスコ社長
西山 紀彦	元三菱化学専務取締役

国土・物流部会

【評価委員】

氏名	職業等
白石 真澄	東洋大学経済学部助教授
榎谷 隆夫	日本公認会計士協会理事

【専門委員】

氏名	職業等
浅見 泰司	東京大学空間情報科学研究センター教授
佐野 久	三菱商事物流ソリューション企画・統括ユニット関税担当主席マネージャー
屋井 鉄雄	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授

地域活性部会

【評価委員】

氏 名	職 業 等
櫻谷 隆夫	日本公認会計士協会理事
北川 正恭	早稲田大学大学院教授
白石 真澄	東洋大学経済学部助教授

【専門委員】

氏 名	職 業 等
梅田 次郎	(株)日本能率協会コンサルティング、構造改革 推進セクター・行政経営アドバイザー
本田 雅俊	武蔵野大学現代社会学部助教授